

大阪読売健康保険組合規約 新旧対照表

新	旧
(当選人)	(当選人)
第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者 <u>から順次定数に達するまでの者を</u> 当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならぬ。	第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者 <u>をもって</u> 当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならぬ。
(標準報酬)	(標準報酬)
第43条 (略) 2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に <u>掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第</u> <u>47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失</u> <u>したときの標準報酬月額</u> とする。	第43条 (略) 2 法第47条第1項第2号かつこ書きの規定に基づき定 <u>める額は、この組合が管掌する前年度の9月30日に</u> <u>おける全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した</u> <u>額の100分の90に相当する額</u> とする。
(保険料額及び調整保険料額の負担割合)	(保険料及び調整保険料の負担割合)
第44条 一般保険料等額（うち一般保険料分）及び調整保険料の93分の54.5は事業主、93分の38.5は被保険者において負担する。	第44条 一般保険料額及び調整保険料額の93分の54.5は事業主、93分の38.5は被保険者において負担する。
<u>(介護保険料額の負担割合)</u>	
<u>第44条の2</u> <u>介護保険料額の16.2分の8.1は事業主、16.2分の8.1</u> <u>は被保険者において負担する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u>	
<u>第44条の3</u> <u>子ども・子育て支援金額の2.3分の1.15事業主、2.3</u> <u>分の1.15は被保険者において負担する。</u>	<u>(新設)</u>
(予備費の費途)	(予備費の費途)
第47条 (略) <u>2 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途</u> <u>は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u>	第47条 (略) <u>(新設)</u>

大阪読売健康保険組合規約 新旧対照表

<p><u>(2) 還付金</u></p> <p><u>(3) 雜支出</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 介護納付金<u>及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第1号、<u>または第2号</u>の方法によって保有しなければならない</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は<u>令和8年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は<u>令和7年3月1日</u>から施行する。</p>
--	--